



2018年冬フォローアップ研修会

公益財団法人
自然農法国際研究開発センター 認定事務局

研修内容

1. 年次調査の結果について
2. JAS 法及び関連法規の改正について
 - ・無通告調査、FAMICの直接立入調査
 - ・有機JAS規格の改正
 - ・有機JASマークの表示に関する改正
3. 有機認証業務規程の改訂について
 - ・認証合意書、別表1の変更
4. 連絡事項（HP掲載）

2

JAS法施行規則他の改正について

2018年4月のJAS法施行規則と関連する告示の一部改正について、春のフォローアップ研修会で説明を行ってきましたが、「**認証事業者がやるべきこと**」として特に、重要な部分について説明します。

3

年次調査の結果について

1. 格付実績報告書及び認証に係る面積報告書の提出の遅延
2. 栽培・製造計画書の遅延
3. 3年以上経過した資材証明書の更新
4. 認証事項の変更に係る変更届の遅延（規程、施設、担当者ほか）

4

年次提出書類の記載内容について

毎年提出する書類として年間計画書、格付（表示）実績報告書、面積報告書（有機農産物の生産行程管理者のみ）があります。

有機農産物の生産行程管理者は、平成29年度から、格付実績報告書と併せて、認証に係る面積（毎年3月31日時点で認証されている面積）を報告することが義務となりました。

今後は、前年度の格付実績報告書と併せて、認証に係る面積の報告（毎年3月31日時点）を行ってください。

5

認証に係る面積の報告の注意点

- グループで認証を受けている事業者は、グループ全体をまとめて報告する。**各農家がばらばらに報告しないでください。**
- 認証に係る面積は、認証事項一覧に記載されている面積をもとに作物区分（ほ場の種類）ごとに算出する。**取下げたほ場について、3月31日時点で、最新の認証事項一覧に、取下げたほ場の記載がある場合は、その面積を報告に含めてください。**
- 報告は、所定の書式を使用してください。**認証事項一覧をコピーして提出しても報告にはなりません。**

6

作物区分（ほ場の種類）

- 【 田 】 たん水設備（けい畔など）とこれに所用の用水を供給する設備（用水源・用水路）を有する耕地をいう。
- 【 畑 】 田以外の耕地をいい、通常、畑とよばれている普通畑のほか、樹園地及び、牧草地を含む。
- 【普通畑】 畑のうち樹園地及び牧草地を除いた畑。
- 【樹園地】 果樹などの木本性作物を1a（アール）以上、集団的（規則的、連続的）に栽培する畑をいう。
なお、ホップ園、バナナ園、パイナップル園及びただけの栽培を行う竹林を含む。
- 【茶園】 茶の栽培を専用とする畑をいう。
- 【牧草地】 牧草の栽培を専用とする畑をいう。
- 【その他】 きのこ栽培における採取場等

7

資材の評価を適切に行うとは!!

1. 使用したい資材が見つかる。
2. 適合性評価済み資材リスト確認する。
3. 資材メーカーより必要事項が確認できる資材証明書などの書面を入手する。
4. 使用可能かどうか自己チェックする。
5. 登録認証機関に使用可能かどうか確認を依頼する。
6. 登録認証機関から確認結果「可否」の連絡を受ける。

登録認証機関で適合確認が終わるまで新規資材は使用しない!!

8

20140215 版

★農A-4 肥料及び土壌改良資材リスト（1 抜目） 2013 年 12 月 15 日作成 確認者： 自農 太郎

後々は本リストに記載した資材のみを用いて肥地管理等を行う事を報告します。下記内容を変更する場合は事前に報告します。

No	資材の正式名称 (資材、銘柄等)	製造メーカー名	資材証明書の年月日 (資材リストを確認した日)	農A-4 記載 年月日	使用目的	備考 (標準使用量等)
1	高純度化成肥料 (鳥 糞)	〇〇肥料㈱	2013. 10. 10	2013. 11. 23	自家製資材ボカシ の肥料	
2	なたね油粕肥料 (油 粕)	株式会社㈱	2013. 10. 21	2013. 11. 23	自家製資材ボカシ の肥料	
3	〇〇 炭	〇〇炭素研究所	2013. 11. 15	2013. 11. 23	自家製資材ボカシ の肥料	
4	餅 炭	〇〇肥料㈱	2013. 11. 20	2013. 11. 23	自家製資材ボカシ の肥料	
5	〇〇有機堆肥 (〇〇堆肥)	〇〇堆肥㈱	2013. 2. 10	2013. 2. 20	育苗用土	
6	牛ふん堆肥 (牛ふん堆肥)	▼▼堆肥	2013. 2. 15	2013. 2. 20	元肥	年間 0.5~1 t / 10 a
7	牛ふん堆肥 (牛ふん堆肥)	〇〇堆肥	2013. 2. 19	2013. 2. 20	元肥	年間 0.5~1 t / 10 a
8	スーパー 堆肥	パイオ堆肥	2013. 8. 15	2013. 8. 20	追肥	必要時に散布 (200~1000 倍 希釈) (100~1000 t/10a)
9	★★★アブラー	★★★製造所	2013. 12. 10	2013. 12. 15	土壌改良 元肥	年間 1~2 t / 10 a 登録番号 13508-1304〇〇〇
10						

※資材に使用する成分、含量での肥効管理等に使用する資材を記載して下さい。自家製造資材がある場合は、その原料資材のこのリストに記載し、製造方法を「自家製資材の製造方法」に記載して提出して下さい。資材を追加する場合は、必ず使用前に資材証明書を取得し、製造にその資材の適合性を確認してから使用して下さい。適合性確認済みの資材はこのリストへ記載し、変更後と共に提出して下さい。米糠や籾殻は外部入手のものでも資材証明書の取得は不要です。

※有機質 炭は資材の製造者の能力や品質を資材リストに記載されている資材は、有機質で製造されているもので、これらの資材を使用する際は、その資材を No.9 の記載欄に詳細に記載を行い、変更後と共に提出して下さい。

※「農A-4 記載年月日」は本リストに、資材を記載した日を記入して下さい。
※このリストが複数になる場合は何枚目かを必ず記入して下さい。

公益財団法人 自然農法国際研究開発センター

資材証明書の補足書類

メーカーより資材の証明書を取得する際は、以下の補足書類も併せて取得し、認定事務局に、証明書のコピーと併せて提出してください。認定事務局で資材の適合確認をする際に参考にします。

- 肥料登録証や届出書（肥料登録又は届出をしている資材の場合）
- 肥料成分(NPK)が分かる書類（成分保証票、成分分析表など）
- 資材の特徴や使い方が記載されたパンフレット

10

変更届の遅延について

- 変更申請書（ほ場の追加）
- 会員の取り下げ。
- 変更申請書（農家の取下げ）
- 施設の追加
- 規程、記録書式の改訂 ほか

11

変更届の遅延について（加工・小分け）

- 変更届
- 施設、機械・器具の追加、更新
- 品目の追加
- 担当者の追加、変更
- 規程、記録書式の改訂 ほか

12

JAS法改正について

2018年4月1日にJAS法が改正され、法律の名称が「**日本農林規格等に関する法律**」となり、JAS法及び関連法規の内容が変更されました。

■改正の趣旨

今回のJAS法改正は、取引の円滑化、ひいては輸出力の強化に資するよう、JAS規格を戦略的に制定・活用できる枠組みを整備し、JAS規格の国際化の推進を図るものです。

13

JAS法改正にともなう変更点について

●FAMICによる事業者調査の実施（JAS法第66条）

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）が、登録認証機関による年次調査などとは別に、認証事業者の実地の調査（1-2件/）を実施します。

14

JAS法改正にともなう変更点について

●JAS法の名称及び用語の変更

1. 法律名「農林物資の規格化等に関する法律」が「日本農林規格等に関する法律」に変更された。（2018年4月1日施行）
2. ISOなど国際的な認証システムにあわせ、「認定」という用語を「認証」に変更した。
※内部規程及び格付規程他の用語の修正が必要になります。適宜見直していただき、提出をお願いします。

15

JAS法改正にともなう変更点について

- 生産行程管理者による小分け業務について
生産行程管理者としてできる行為及び小分け業者としてできる行為について、今後は有機性のリスク管理能力に応じて判断することとなりました。

これにより、生産行程管理者が行う小分け業務について、小分け業者の認証の取得することなく小分け行為を行うことが可能になります。（「有機JAS規格Q&A一部改訂資料」参照）

16

JAS法改正にともなう変更点について

※生産行程管理者と小分け業者の二認証の事業統合、また生産行程管理者で新たに小分け業務を考えている事業者は、認定事務局まで連絡ください。

17

JAS法改正にともなう変更について

- JAS法第37条 格付の表示等の禁止
- JAS法第63条 指定農林物資に係る名称の表示
- JAS法第65条 立入検査等
- JAS法第66条 センターによる立入検査等
- JAS法第68条 不適正な表示に対する指示等

18

JAS法改正にともない新設された事項

- JAS法施行規則第46条第1項第1号二、(16)、(17)
- JAS法施行規則第46条第1項第2号二
- JAS法施行規則第46条第1項第3号ホ、(5)、(6)
- JAS法施行規則第46条第1項第4号二
- JAS法施行規則第46条第1項第4号ハ
- JAS法施行規則第46条第1項第4号ト、(4)
- JAS法施行規則第47条第4項
- JAS法施行規則第47条第7項

19

JAS法改正にともない新設された事項

認証の実施方法に関する基準

- JAS法施行規則第46条第1項1号二、(16)
認証事業者は、その認証が取り消されたときは、当該認証に係る格付の表示の付してある農林物資の出荷又は適合の表示の付してある広告等の使用を停止すること及び登録認証機関が適当でないと認める格付の表示又は適合の表示の除去若しくは抹消すること。

20

JAS法改正にともない新設された事項

認証の実施方法に関する基準

- JAS法施行規則第46条第1項1号二、(17)
登録認証機関は、認証事業者が、その認証を取り消された日から相当の期間が経過した後も、当該認証に係る格付の表示の付してある農林物資の出荷又は適合の表示の付してある広告等の使用の停止及び登録認証機関が適当でないと認める格付の表示又は適合の表示の除去若しくは抹消を行わない場合は、その旨を公表すること。

21

JAS法改正にともない新設された事項

認証事項の確認に関する基準

- JAS法施行規則第46条第1項2号の二
ハに定める確認は、認証事業者に事前に通知して行うのほか、当該登録認証機関の認証に係る認証事業者の全部又は一部に対し、事前に通知することなく行うものとする。
※ハ 期間内に当該認証事業者に係る認証事項が認証の技術的基準に適合することを確認すること。

22

JAS法改正にともない新設された事項

認証の取り消し

- JAS法施行規則第46条第1項3号ホ、(5)
認証事業者が正当な理由がなくて第1号二(12)の報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同号二(12)の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同号二(12)の質問に対し答弁せず、若しく

23

JAS法改正にともない新設された事項

は虚偽の答弁をしたとき又は前号イからホまでの確認のための書類審査、実地の調査若しくは能力の評価を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

24

JAS法改正にともない新設された事項

認証の取り消し

- JAS法施行規則第46条第1項3号ホ、(6)

農林水産大臣が登録認証機関に対し、当該登録認証機関が認証した認証事業者が正当な理由がなくて、法第39条第一項又は第二項の規定による命令に違反し、又は法第65条第二項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは

25

JAS法改正にともない新設された事項

虚偽の物件の提出をし、若しくは同項若しくは法第66条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたことを理由として当該認証事業者の認証を取り消すことを求めたとき。

26

JAS法改正にともない新設された事項

認証等に係る公表に関する基準

- JAS法施行規則第46条第1項4号二

認証の有効期限が定められた農林物資の取り扱い等の方法の区分に係る認証について、当該有効期限が満了したとき（認証事業者が当該有効期限の満了日までに再び当該区分に係る認証を受けたときを除く。）は、遅滞なく、当該認証に係る

27

JAS法改正にともない新設された事項

次の事項を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項の提供すること。

- (1) 認証事業者の氏名又は名称及び住所
- (2) 農林物資の取り扱い等の方法の区分
- (3) 認証事業者に係る認証番号
- (4) 有効期間満了の年月日

28

JAS法改正にともない新設された事項

認証等に係る公表に関する基準

- JAS法施行規則第46条第1項4号ハ

取り消しに係る認証事業者が、認証を取り消された日から相当の期間が経過した後、当該認証に係る格付の表示の付してある農林物資の出荷又は適合の表示の付してある広告等の使用の停止及び登録認証機関が適当でないと認める格付の表

29

JAS法改正にともない新設された事項

示又は適合の表示の除去若しくは抹消を行わないときは、その旨を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法により提供すること。

30

JAS法改正にともない新設された事項

認証等に係る公表に関する基準

- JAS法施行規則第46条第1項4号ト(4)

へに規定する事項の閲覧及び提供

※取り消された認証事業者が格付表示、適合の広告などを除去、抹消を行わない

当該事項の閲覧及び提供の開始の日から一年を経過する日までの間

31

JAS法改正にともない新設された事項

登録認証機関の認証等の報告

- JAS法施行規則第47条第4項

登録認証機関は、認証の有効期間が定められた農林物資の取扱い等の方法の区分に係る認証について、当該有効期間が満了したとき（認証事業者が当該有効期間の満了の日までに再び当該区分に係る認証を受けたときを除く。）は、遅滞なく

32

JAS法改正にともない新設された事項

次に掲げる事項を記載した別記様式第八号による報告書をセンターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

- 1号 当該期間が満了した認証に係る者の氏名又は名称及び住所
- 2号 当該期間が満了した認証に係る農林物資の取扱い等の方法の区分
- 3号 当該期間が満了した認証に係る認証番号
- 4号 当該期間が満了した年月日

33

JAS法改正にともない新設された事項

登録認証機関の認証等の報告

- JAS法施行規則第47条第7項

登録認証機関は、法第69条第一項各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告するものとする。

※農林水産大臣に対する申出

格付表示、名称・適合表示、有機JAS規格の基準への不適合

34

有機JAS規格の改正について

- 有機加工食品の日本農林規格
- 有機農産物の生産行程管理者の**認証の技術的基準**
- 有機加工食品の生産行程管理者の**認証の技術的基準**
- 有機農産物の小分け業者の**認証の技術的基準**
- 有機加工食品の小分け業者の**認証の技術的基準**
- 有機農産物・有機加工食品の生産行程についての検査方法

2018年3月29日に改正され、同年4月1日に施行されました。

35

JAS規格の改正点

- 有機加工食品の農林規格
第4条の「原材料及び添加物」の基準1、法律名、条項が変更。
- 有機農産物の生産行程管理者の**認証の技術的基準**
 - 二 生産行程の管理又は把握の実施方法
 - 2(2)「**受入れ**」の用語が加筆。
 - 2(8),(9) 認定の用語が認証に変更。
 - 三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数
 - 2(1) 認定の用語が認証に変更。
 - 四 格付の実施方法
 - 1(6) 認定の用語が認証に変更。

36

JAS規格の改正点

- 有機加工食品の生産行程管理者の認証の技術的基準
 - 二 生産行程の管理又は把握の実施方法
 - 2 (2) 日本農林規格等に関する法律に変更。
 - 2 (8) 認定の用語が認証に変更。
 - 三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数
 - 2 (1) 認定の用語が認証に変更。
 - 四 格付の実施方法
 - 1 (6) 認定の用語が認証に変更。
- 有機農産物、有機加工食品の小分け業者の認証の技術的基準
 - 二 小分けの実施方法
 - 2 (7) 認定の用語が認証に変更。

37

JAS規格の改正点

- 有機農産物、有機加工食品の小分け業者の認証の技術的基準
 - 二 小分けの実施方法
 - 2 (7) 認定の用語が認証に変更。
 - 三 小分けを担当する者の資格及び人数
 - 2 (1) 認定の用語が認証に変更。
 - 四 格付の表示を付する組織及び実施方法
 - 2 (1) 才認定の用語が認証に変更。

38

JAS規格の改正点

- 有機農産物、有機加工食品の検査方法
 - 一 適用の範囲
 - 法律名、条項、認定の用語が認証に変更。
 - 二 有機農産物の生産行程についての検査
 - 認定の用語が認証に変更。
 - 1 (8) 受入れの用語が加筆。
 - 三 有機加工食品の生産行程についての検査
 - 認定の用語が認証に変更。

39

飲食物品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法

《有機農産物の生産行程管理者》と《有機農産物の小分け業者》は、有機農産物に表示する有機JASマークに【認証番号】を表示する義務があります（原則）。

表示位置は、登録認証機関名の下側と定められました。なお、認証番号の文字の高さ、色等に、定めはありません。ゴム印（スタンプ）手書きも可。



40

認証番号表示義務の例外

（５）認証番号は、関係法令の規定により飲食物品又は油脂の包装、容器若しくは送り状に表示される事項により、有機農産物の生産行程管理者、有機農産物の小分け業者を特定することができる場合には、記載しないことができる。【関係法令】食品表示基準 など

条件を満たせば、認証番号の表示を省略することが可能

41

認証番号表示義務の例外（具体例）

食品表示基準に基づき、消費者に直接販売するお米袋の一括表示の記載により、有機農産物の生産行程管理者や有機農産物の小分け業者が特定できる場合

JASマークに《認証番号》を付けなくも良い

42

有機JASマーク見直しについて

●JASマークの整理

現在4種類を3種類に

●JAS規格の対象の拡大。

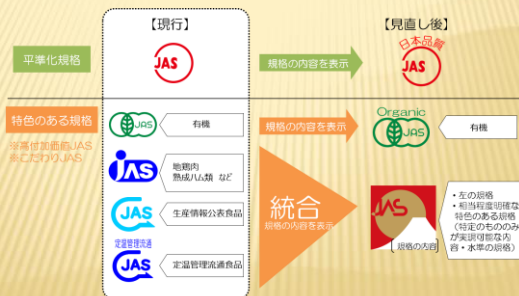
生産方法、取扱方法、試験方法等

●上部に規格が何かを示す「標語」を記載することになります。



43

JASマーク見直しの概要図



44

JASマークの登録認証機関名の略称

JASマークの下部に表示する登録認証機関名の略称について、現在、当センターでは、以下の3つを農林水産省に登録しています。

- ◆（財）自然農法センター（**本年12月取下げ予定**）
- ◆（公財）自然農法センター
- ◆ 自然農法センター

45

（財）自然農法センターの略称の登録取下げ

この3つの略称のうち「（財）自然農法センター」について、**2018年12月末日**を目途に登録を取下げを決定しました。取下げ理由として、

- ◆当センターは2012年4月1日に公益財団法人に移行している。
- ◆公益法人法改正（2008年12月）から今年で10年になり、現在「（財）」を使用している組織が見られない。
- ◆当センターが公益財団法人となって、今年4月で6年になる。

46

JASマークの改版

2019年からは、略称として「（財）自然農法センター」は使用できなくなります。現在、この略称を使用している認証事業者は、認証番号の表示の義務化への対応と併せて、JASマークの改版等を行ってください。

JASマークの改版時は、事前に認定事務局へ改版内容の確認を行ってください。

47

内部規程及び格付規程の修正について

1. 法律名「農林物資の規格化等に関する法律」が記載されている規程は、「日本農林規格等に関する法律」に変更してください。
2. 「認定」という用語を「認証」に変更してください。（2019年3月31日までに）

※内部規程及び格付規程他の用語の修正が必要になります。適宜見直しいただき、提出をお願いします。

48

有機認証業務規程の改正について

- 日本農林規格等に関する法律へ法律名の変更
- 認定の用語を認証に変更
- 一般社団法人有機JAS資材評価協議会との外部委託の追記
- 認証申請の受付の変更。
1月7日~3月末までを廃止。年間を通し受け付ける。

49

認証合意書の改正について

- 日本農林規格等に関する法律へ法律名の変更
- 認定の用語を認証に変更
- JAS法の条項の変更
- 無通告調査の追加記載
- 認証を取り消された事業者の1年間の公表
- 格付表示のある農林物資の格付表示を付する場合を除き、農林物資の取扱いに関する広告への格付表示の禁止

50

別表1 認証手数料の改訂について

認定事務局では、更なる業務の効率化及びより公平な手数料負担を目的とし、別表1の改訂を行いました。

2019年4月1日運用開始

51

別表1の改訂内容について

別表1 (公財)自然農法国際研究開発センター手数料一覧

(2019年4月1日より実施)

<有機農産物の生産行程管理者>

項 目	初 回	2回目以降(調査手数料)
申請料(初回のみ)	30,000円(税別)	—
認証手数料 (書類審査料、実地検査料、判定料、事務手数料)	① 基本料 70,000円(税別) また、実地検査(調査)が1日を越える場合は半日につき 30,000円(税別)、1日につき 45,000円(税別)を加算する。 ② グループ申請の場合、1 農家あたり 15,000円(税別)を加算する。 ③ 交通費(実費相当額)	

52

別表1の改訂内容について

<有機農産物、有機加工食品の小分け業者および有機加工食品の生産行程管理者>

項目	初 回	2回目以降(調査手数料)
申請料(初回のみ)	30,000円(税別)	—
認証手数料 (書類審査料、実地検査料、判定料、事務手数料)	① 基本料 95,000円(税別) ただし、実地検査(調査)が1日を越える場合は半日につき 30,000円(税別)、1日につき45,000円(税別)を加算する。 ② 交通費(実費相当額)	
* 既に本センターで認証を受けている事業者であって、施設の移転や法人格の変更、その他、グループの分割、統合、グループからの独立等により新たに認証を受ける必要が生じた場合の新規認証申請については申請料を徴収せず2回目以降の料金を適用する。 * 臨時調査に係る費用は、2回目以降の料金を適用する。 * 交通費は、認定事務局または検査員の自宅から目的地までの移動に伴う往復の経費をいい、社会通念上妥当と思われる交通経路で、経済的かつ合理的な経路を優先し、概ね以下の基準により算出する。 ① 新幹線乗車は60km以上可・JR特急乗車30分以上可・その他鉄道及びバスは乗車時間に関係なく使用できる。(いずれもグリーン車不可、座席指定可) ② 検査車は、日曜とする。 ③ 検査員の所有する自動車を使用する場合、自宅最寄り駅から目的地の最寄り駅までの公共交通機関等を利用した経費を支払うことを原則とする。 ④ その他は、認定事務局長が決めるものとする。		

53

食品表示基準について

- 食品表示基準の経過措置について
- 栄養成分表示(加工食品)
- 製造所固有記号(加工食品)
- 原料原産地表示(加工食品)

54

食品表示基準の経過措置について

2015年4月1日に施行された食品表示法では、消費者等に販売される全ての食品に食品表示が義務付けられています。表示は、**食品表示基準（2015年4月1日施行）**に基づき表示する必要があります。この基準に基づく表示について、**生鮮食品が2017年9月30日、加工食品が2020年3月31日まで義務が猶予（経過措置）されています。**生鮮食品の経過措置は終了していますが、加工食品は経過措置期間終了までに対応する必要があります。

55

栄養成分表示（加工食品）

容器包装に入れた消費者向けの加工食品には、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの量の表示が必要です。

ただし、消費税を納める義務が免除される事業者（課税売上高が1,000万以下の事業者又は小規模企業者〔概ね常時使用する従業員の数が20人以下の事業者〕）が販売するものについては、栄養成分の量及び熱量の表示が免除される。

56

製造所固有記号（加工食品）

「製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称」は、原則として「**同一製品**」を「**二つ以上の製造所**」で製造している場合に、製造者又は製造者と販売者が連名で消費者庁長官に届け出た**製造所固有記号**による表示をすることができます。

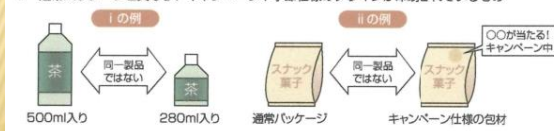
57

同一製品とは

同一の規格で同一の包材を使用した製品であること。

【同一製品に該当しない例】

- i 原材料及び添加物の配合が同一であるが、内容量が異なるもの
- ii 通常パッケージと異なり、キャンペーンや季節仕様のデザインが印刷されているもの

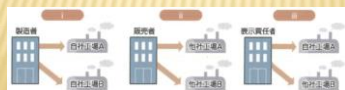


58

二つ以上の製造所について

原則として、

- i. 自社の2以上の工場で製造している場合（事項名は**製造者**）
- ii. 他社に製造を委託して2以上の工場で製造している場合（事項名は**販売者**）
- iii. 自社の工場と他社に製造を委託した工場で、併せて2以上の工場で製造している場合（事項名は**製造所固有記号**を使用する場合に限り省略可）



59

原料原産地表示（加工食品）

全ての加工食品について、原材料の産地表示が必要になりました。この制度は2017年9月1日に始まり、**2022年3月31日**までは、準備のための猶予期間が設けられています。

原則の表示方法：**国別重量順表示**

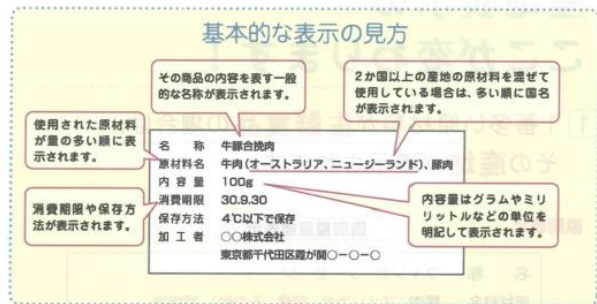
新たな表示方法：①**製造地表示**

②**又は表示**

③**大括り表示**

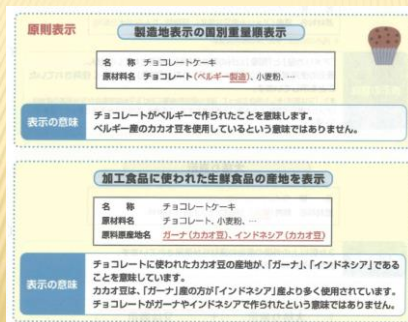
60

一番多い原材料が生鮮食品の場合は、その産地を表示



61

一番多い原材料が加工食品の場合は、その製造地を表示



その他の表示は
「早わかり食品表示ガイド」参照

62

ありがとうございました。

終了

63